



御 監 第 76 号

平成 28 年 8 月 17 日

御前崎市長 柳 澤 重 夫 様

御前崎市監査委員 加 藤 英 男

御前崎市監査委員 大 澤 満

平成 27 年度 御前崎市財政健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、平成 27 年度の健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出する。

平成 27 年度 御前崎市財政健全化審査意見書

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成 28 年 7 月 26 日から平成 28 年 8 月 2 日まで

3 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

4 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めます。

記

単位: (%)

	健全化判断比率	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	早期健全化基準
①	実質赤字比率	—	—	—	13.36
②	連結実質赤字比率	—	—	—	18.36
③	実質公債費比率	2.6	1.7	0.7	25.0
④	将来負担比率	—	—	—	350.0

5 意見

平成 27 年度の決算数値に基づき算定された健全化判断比率は、実質公債費比率のみ 0.7%という数値になり、早期健全化基準を大幅に下回る結果になりました。また、昨年度の実質公債費比率 1.7%に比べて、1.0 ポイント下がりました。

実質公債費比率は、公債費(元利償還金)等が標準財政規模に比べてどの程度の負担かを表す指標でありますので、この数値が低いということは、行政需要により市債の借入れを行う余裕があるということになります。しかしながら、この結果に安心することなく、市債の借入れを必要最小限度に抑え、健全な行財政運営と効率的な事務事業の推進を要望するものであります。



御 監 第 77 号

平成 28 年 8 月 17 日

御前崎市長 柳 澤 重 夫 様

御前崎市監査委員 加 藤 英 男

御前崎市監査委員 大 澤 満

平成 27 年度 御前崎市経営健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、平成 27 年度の公営企業資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出する。

平成 27 年度 御前崎市経営健全化審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

- ・ 水道事業会計
- ・ 病院事業会計
- ・ 農業集落排水事業特別会計
- ・ 下水道事業特別会計

2 審査の期間

平成 28 年 7 月 26 日から平成 28 年 8 月 2 日まで

3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めます。

記

単位: (%)

	会 計 名	比 率 名	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	経営健全化基準
①	水道事業会計	資金不足比率	—	—	—	20.0
②	病院事業会計	資金不足比率	—	—	—	20.0
③	農業集落排水事業 特別会計	資金不足比率	—	—	—	20.0
④	下水道事業特別会計	資金不足比率	—	—	—	20.0

5 意見

各会計について、平成 27 年度の決算数値に基づき資金不足比率を算定したところ、比率は算定されない結果となりました。

資金不足比率は、資金の不足額が事業の規模に対してどの程度の割合になるかを示す指数として用いられます。今年度についても昨年度と同様に、4会計とも黒字でしたので、経営健全化基準に達しないという結果となりました。しかしながら、各会計、特に水道事業、病院事業とも一般会計からの補てんにより黒字となっている状況ですので、健全経営により一層の努力をお願いします。